

聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第六号

例 聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の給与に関する条例（昭和三十六年聖籠町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の九第一項中「災害応急対策又は」を「災害応急対策若しくは」に改め、「派遣された職員」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の規定に基づき、復興計画の作成等のため派遣された職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。